

第 2 部 各 論（分野別施策目標）

第 1 章 権利擁護と当事者活動支援

1 現状と課題

障害のある人の権利擁護については、関係機関による機会をとらえての啓発や当事者活動により、市民の理解は一定深まってきているとはいえませんが、過去に、大和川病院事件での精神疾患による入院患者の多くが劣悪な環境のもとに置かれ、面会制限や適切な医療が提供されていなかったという事実もあり、また、入院治療継続の必要性がないにもかかわらず地域での受け皿がないために入院が長期化している、いわゆる「社会的入院」や、適切な支援がないことによる福祉施設等への長期入所については、人権侵害ともいえる問題であり、本市が問題解決に向けて引き続き取り組むべき重要な課題となっています。新聞報道や相談窓口等でも、障害のある人を雇用する企業における金銭の横領や体罰等様々な人権侵害の例が見受けられるほか、入所施設における不明瞭な金銭管理などの財産権の侵害、学校・職場など日常生活場面でのいじめや権利侵害が依然として見受けられます。

障害のある人については、福祉サービス利用にあたっては、サービス提供者と利用者である障害のある人が必ずしも対等な立場にあるとは言えず、利用者の権利が軽視されやすい状況にあると考えられます。

また、H I V等の感染症患者、また、ハンセン病回復者への対応については、疾病や障害に対する理解が不十分なこともあり、その支援についての対応が急がれる課題として残されています。

権利擁護に関する相談事業については、平成17年度より大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて実施しており、法律相談等の専門相談についても、生活相談とあわせて障害に係る相談にも対応するよう拡充しています。

大阪市社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用支援、金銭管理サービスや通帳等の預かりサービスを行うあんしんさぽーと事業については、平成17年度から各区社会福祉協議会において利用相談から契約締結まで一元的に実施するように拡充し、より地域に密着したサービス提供ができるようにしています。

平成12年度に創設された成年後見制度では、身寄りがいないなどの理由により申し立てができない人のため、市長による審判請求を実施しています。今後、地域で暮らす障害のある人の増加が予想される中、さらに活用が求められる制度であるため、平成19年6月に大阪市成年後見支援センターを創設し、制度の広報啓発や申し立て支援、市民後見人の養成・受任調整・活動支援等を実施し、成年後見制度の利用を専門的に支援しています。

障害者自立支援法による「自己決定に基づく、契約によるサービスの利用」を支えるためには、障害のある人が安心して生活し、ニーズに合ったサービスを利用できるよう、「サービス利用計画の作成を通じた自己決定の支援」、「関係する権利擁護に関する事業の推進」、「サービスの情報提供・公開・評価体制」を確立するとともに、苦情解決システムの確立を図ることが必要です。

平成18年12月に国連で採択された「障害者権利条約」については、我が国においても今後批准に向けて国内法整備等がすすめられますので、本市としてもその動向等をふまえ、対応を検討していくことが必要な状況にもあります。

課 題

- ①相談体制の充実
- ②後見的支援事業の利用の促進
- ③権利を擁護するための取り組みの推進
- ④当事者活動への支援

2 施策の方向性

(1) 相談体制の充実

- ・権利侵害を的確に把握し、障害のある人の権利を身近な地域で擁護できるよう各区役所の人権相談の活用を図ります。
- ・委託相談支援事業所は障害種別ごとに事業実施してきた経過がありますが、今後は障害種別にとらわれず、また、地域との連携も図りながらその機能発揮を行っていきます。
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて実施している権利擁護相談については、有効に機能するよう関係機関との連携を図っていきます。
- ・障害者虐待への対応のための相談支援体制について、法制化等の動きにあわせて構築をすすめていきます。

(2) 後見的支援事業の利用の促進

- ・知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行うことが困難な人が円滑に福祉サービスを利用できるよう、大阪市成年後見支援センターや区、社会福祉協議会などの関係機関が互いに連携し、成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用できるよう、利用支援と制度の啓発を行います。
- ・法定後見制度において親族以外で後見業務を担う第三者後見人の新しい担い手として、地域福祉の視点から身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成や活動支援を、大阪市成年後見支援センターで行います。
- ・大阪市社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行うあんしんさぽーと事業は、知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な人が地域で安心して生活していくために有効であり、知的障害・精神障害のある人にかかるニーズの増加も十分に見極めながら、関係機関と連携を強め、地域に密着した事業展開を図るよう支援していきます。

(3) 権利を擁護するための取り組みの推進

- ・福祉サービス利用に際して利用者の権利が守られるよう、大阪府に協力して事業者に対する指導に努めるとともに、運営適正化委員会の活用など苦情解決の仕組みが実効性を持つよう対応を図ります。
- ・入所施設については、人権侵害が発生しやすいことから、適正な施設運営のために、モニター制度など第三者によるチェックなどの権利擁護の取り組みをすすめ、入所者の権利擁護のための仕組みづくりをすすめます。
- ・利用者の意向を尊重した入所施設や病院から地域生活への移行を支援する取り組みのより一層の促進を図ります。
- ・入院中の精神障害のある人の権利を尊重し、「社会的入院は精神障害者に対する人権侵害である」との認識に立ち、大阪府と連携して「精神医療オンブズマン制度」を推進します。
- ・サービスの質の向上やサービス選択のために必要な情報提供のため、客観的な観点からの評価の仕組みや情報提供のあり方について検討を行います。

(4) 当事者活動への支援

- ・障害のある人の権利擁護をすすめるためには、障害のある人自身が権利の主体であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう、これまで取り組まれてきた、障害のある人本人が自らの意見（権利）を主張（擁護）するセルフ・アドボカシー活動について、引き続き充実を図っていきます。
- ・ピアカウンセリングなど障害当事者の各種の活動は、エンパワメントの視点から有効であり、また当事者の意見を的確に反映し、権利を擁護するうえでも重要であるため、引き続き支援に努めます。

第 2 章 啓発・広報

1 現状と課題

本市では、障害のある人の人権を尊重する立場から、障害や障害のある人に対する正しい認識を深めるため、広報紙誌等を通じた各種啓発・広報事業を積極的に行ってきています。また、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、いきがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくために、「大阪市人権教育・啓発推進計画」を策定し、教育・啓発の取り組みをすすめています。

障害者週間（12月3日～9日）には、キャンペーンやふれあい大会を実施しているほか、体験作文や啓発ポスターの募集、「大阪・心ふれあうまちづくり賞」や「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰など、広く市民の関心を喚起する機会の創出にも取り組んでいます。さらに、各区保健福祉センターでは「精神保健福祉市民講座」の定期的な開催や「こころの健康ふれあいフェスタ」などを開催し啓発に努めています。

しかし、障害のある人を特別視する犯罪報道や、地域住民の反対運動等によって障害のある人の社会福祉施設等の整備がすすまないという、いわゆる施設コンフリクトに象徴されるように、障害のある人を特別な存在として捉えた差別や偏見が依然として多く見られます。

多くの精神障害のある人が不安を持ち、地域の人々の精神障害のある人に対する予断と偏見が助長されるような事件も多くあり、問題を社会に投げかけているという現状もあります。精神疾患は誰もがかかる可能性のある「こころの病」であり、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち、理解を深める必要があり、なお一層の啓発が必要です。

さらに、ハンセン病やエイズ等の原因となる感染症や難病についての誤った知識により、差別や偏見が存在しているという事実があります。このような差別や偏見により生活上のさまざまな困難が生じていますが、世界保健機関（WHO）で新たに定められた国際生活機能分類（ICF）での障害の捉え方等もふまえ、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

課 題

- ①啓発・広報の推進
- ②福祉教育・人権教育の充実

2 施策の方向性

（1）啓発・広報の推進

ア 啓発の充実

- ・障害のある人に対する正しい認識を深めるため、さまざまな障害種別への支援のあり方や新たな課題も含め、各部局の事業において、機会をとらえて積極的な啓発を推進していきます。

- ・障害のある人や高齢者が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取り組みが効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発を強化します。
- ・「障害者週間」を中心とした啓発活動においても、広く市民、ボランティア、当事者の参加を求め、関係者が協力して内容の充実を図ることで、より有意義な機会となるように努めます。
- ・精神障害のある人に対する偏見の解消のため、毎年10月の精神保健福祉月間を中心とした啓発を一層推進するとともに、各種広報媒体の利用や当事者参画などの方法を採用するなど、多彩な啓発活動を推進します。
- ・広く市民に難病に対する理解を求めるため、本市主催のイベント等の機会をとらえて周知ビラを配布・設置するなど啓発に努めます。また、大阪府が実施主体である難病相談支援センター事業についても、さまざまな機会をとらえて周知に努めます。
- ・啓発事業の推進に当たっては、大阪市人権啓発推進協議会をはじめ、関係機関と連携して取り組みをすすめます。

イ 広報の充実

- ・テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障害のある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。
- ・さまざまな機会をとらえ、パンフレット・ビデオ等の作成やホームページの活用により、障害のある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

ウ 各種講習事業の推進

- ・各区や関係機関等で取り組まれている手話や点字などのボランティア講習会等の事業について助成し、交流が拡大していくよう支援します。

エ 施設コンフリクト解消に向けた取り組み

- ・入院・入所している障害のある人の多くが地域と切り離された生活を余儀なくされていたことなどから、障害のある人に対する理解がすすまず、誤解や偏見が依然として残っています。障害者施設の設置に際して地域で反対運動が起きる「施設コンフリクト」は、障害のある人への偏見と差別意識を象徴する課題であり、その解消に向けて引き続き積極的に取り組むとともに、障害のある人と地域住民がさまざまに交流し、共生するまちづくりに向けた取り組みを行います。

(2) 人権教育・福祉教育の充実

- ・障害のある人、とりわけ根強い偏見のある精神障害のある人に対する認識と理解を深めるため、学校教育においては、教材等の研究をすすめ、取り組みの推進を図るとともに、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。

第 3 章 生活支援

1 現状と課題

大阪市はこれまで、障害者支援の基本的方向として、地域生活支援の理念に立った施策をすすめていくために、地域生活支援サービスの質的・量的充実、地域生活への移行を支援する仕組み、自立生活の観点からの施設サービスの再構築を図り、地域での生活を支援するソフト面・ハード面の充実とともに、それらの機能的な連携によって、地域での自立生活の推進をめざして取り組みをすすめてきました。

平成15年度からは障害者支援費制度が開始され、さらに、平成18年4月からは障害者自立支援法が施行され、身体障害、知的障害、精神障害の共通のサービスを利用するための仕組みが一元化されました。また、障害者自立支援法では、それまでの障害種別ごとの施設・事業体系を新たな事業に再編し、併せて就労支援のための事業や重度の障害のある人を対象としたサービスが創設されました。

この障害者自立支援法の規定により、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう平成19年3月に「大阪市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスについては、この計画において設定した目標の達成に向けてすすめることとしています。

現計画で重点施策とした障害福祉サービス等の平成15年度から18年度の実施状況をみると、ホームヘルプサービスなどの居宅サービスでは目標とした状況にまでサービス活用がされていますが、障害種別等で進捗状況に差がでています。一方、グループホームでは、様々な取り組みを行い、毎年、20か所程度の新設がされてきましたが、なお、目標数値の約65%の達成率（平成18年度末の実績）に留まっています。この主な要因として、都市での物件確保の困難さに加え、この間の制度改革による支援体制づくりの困難性などが考えられます。

今後は、障害者自立支援法により障害福祉サービス体系が再編されたことなどを踏まえながら、大阪市障害福祉計画に基づき各事業の推進をしていく必要があります。

障害者自立支援法では、障害のある人がそのニーズに応じて、サービスを選択することを基本とし、サービスや社会資源をより有効に活用できるように、地域の身近なところで相談ができる体制の確保も含め、支援をすすめていくこととしており、そのためには十分なサービス提供基盤やサービスの質の確保及び情報提供が重要であり、さまざまな取り組みや工夫が求められています。

居宅介護をはじめとする訪問系介護サービスについては、障害のある人が地域で生活する上で最も身近なサービスであり、重要な役割を担っていることから、事業のあり方を検討しながら、個々のニーズに対応した事業の展開が必要です。

また、入所施設については、これまで「親亡きあと生涯を過ごす場」ととらえられることが多かったですが、これからは、地域での自立生活への移行、地域生活を支える社会資源としての役割を中心に据え、同時に、現に入所している人の権利を擁護する観点からの取り組みも必要です。

入所施設利用者の地域移行、入院中の精神障害のある人の地域移行については、促進策や地域での受け皿の整備、並びに関係機関の連携等のシステムを構築していくなど、多面的に取り組んでいくことが必要です。

しかし、これらの在宅介護やグループホームや、また施設などにおける支援など福祉サービスを支える人材の確保が大きな課題となっており、今後、国や府、また制度の動向等もふまえ、市としてもサービス基盤確保の視点から、対応について検討していくことが必要です。

また、重度・重複障害や高次脳機能障害、強度行動障害、発達障害などについても、その個々のニーズに応じた総合的、適切な対応ができるよう、一層の支援システム構築が求められています。さらには、野宿生活を余儀なくされている人の中には、障害のある人も少なからず含まれており、適切な支援が受けられず生活保護施設に長期入所されている実態があり、また、療養所入所者や社会復帰されたハンセン病回復者の中には、多くの障害のある人がおられる実態が明らかになり、本市のハンセン病問題検討委員会においても課題などが示されており、これらの障害のある人に対しても、必要な支援がすすめられることが求められていますさらに、外国籍住民の障害のある人がサービスを適切に利用できるよう、関係機関との連携により施策への取り組みをすすめていく必要があります。

障害のある人のスポーツ活動の拠点として、長居と舞洲に障害者スポーツセンターを設置し、障害のある人の健康や体力の増進、二次機能障害の予防に努め、障害者スポーツ大会やスポーツ講習会の実施により、障害のある人のスポーツの振興を図ってきました。スポーツ・文化活動は、心身の健康の保持増進だけでなく、生活に張り潤いをもたらすものであり、これに参加する機会の保障やスポーツ・文化活動に親しむ当事者の裾野をより一層広げるための周知啓発などの方策の取り組みが求められます。

課 題

- ①相談、情報提供体制の充実
- ②地域生活の支援
- ③日中活動の支援
- ④施設入所、入院患者等の地域生活への移行の促進
- ⑤障害のあるこどもへの支援の充実
- ⑥多様なニーズに対応した支援
- ⑦コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実
- ⑧スポーツ・文化活動の振興

2 施策の方向性

(1) 相談、情報提供体制の充実

ア 相談支援体制の充実

- ・区保健福祉センターをはじめ中央児童相談所、心身障害者リハビリテーションセンター、

こころの健康センターなどの相談機能の充実を図るとともに、それぞれの特性を活かしながら、関係機関相互の連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

- ・区保健福祉センターにおいては、サービス利用が円滑に行われるよう、必要に応じて、事業者の調整、要請を行い、また、区地域自立支援協議会等を活用し相談支援に努めます。

イ 相談支援事業等の充実

- ・障害のある人の地域での生活を支援し、自立と社会参加を促進するための相談や支援を行ってきた市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業及び精神障害者地域生活支援センターについては、障害者自立支援法に基づき、障害種別を一元化した相談支援事業を行うこととなりましたが、相談支援にあたってはそれぞれの専門性を活かし、区保健福祉センター等との連携をとりながら、より一層機能の充実に努めます。
- ・障害のある人の意思決定を支援し、その人のニーズに合ったサービスが提供されるよう、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、支援体制の充実を図っていきます。
- ・相談支援にあたって、障害当事者が相談に応じるピアカウンセリングは、障害のある人の自立をすすめる上で有効な手法であり、相談支援事業において活用を図ります。
- ・自立支援サービス等の利用にあたっては、必要な人にはサービス利用計画の作成等を行い、当事者の選択にそったサービス提供となるようきめ細やかな相談支援や情報提供に努めます。
- ・難病患者等に対する相談については、「大阪府難病相談支援センター」の相談事業に協力して取り組んでいきます。

ウ 地域における相談の充実

- ・地域において障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な指導、助言等を行う身体障害者相談員及び知的障害者相談員の研修を充実し、活動の活性化を図ります。
- ・地域の身近なところで相談や日々の見守り等が行えるよう、区社会福祉協議会や地域関係機関等における相談支援体制の構築を図ります。
- ・地域自立支援協議会を中心として、相談支援の過程で得られるニーズの充足状況やサービスの提供実態等の情報収集に努め、必要な社会資源の確保や改善を図り、地域の関係機関によるネットワーク構築等に取り組んでいきます。

エ 家族に対する相談支援体制の充実

- ・障害のある人の支援に携わる関係機関が連携を図り、家族に対して障害のある人のライフステージを通した一貫した支援を行い、施策の活用ができるよう、障害のある人の自立あるいは生活に関係する情報を提供し、家族を支えられるよう相談支援体制の充実に努めます。

(2) 地域生活の支援

ア サービス利用の支援

- ・サービス提供事業者に関する確実な情報提供を行ったり、府に協力して事業者への指導を行うなど、障害のある人が必要なサービスを適切に活用できるよう支援します。

イ グループホーム等への支援

- ・地域において自立生活をすすめるためには多様な居住の場が必要であり、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームは、そのひとつとして重要なサービス基盤として位置づけています。障害のある人が地域において自立をす場として、また、入所施設からの地域移行及び退院促進をすすめるための施策として設置の促進や運営の安定化に向けて支援をすすめます。
- ・グループホームの設置にあたっては、市営住宅活用をより一層すすめていきます。

ウ 居宅介護支援等に関するサービスの充実

- ・居宅介護事業や移動支援事業については、個々のニーズにそったサービス利用となるよう、利用者のニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・重度障害のある人の地域での自立生活の支援をすすめるため、また、施設からの地域移行を推進するため、重度訪問介護事業、行動援護事業等についても今後さらに事業の推進を図っていきます。

エ 所得保障の充実

- ・自立した生活をするためには、生活の基盤となる所得を保障していくことが前提となるので、年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。

オ 障害者会館における地域生活支援の推進

- ・障害者会館については、平成23年度末をもって条例施設としては廃止し、民間法人へ移管する方針ですが、今後、施設の活用方法や、障害者自立支援法に基づく事業等の地域のニーズに即した事業実施についての検討をすすめ、引き続き、障害のある人の地域での自立生活と社会参加に向けた支援をすすめます。

カ 福祉用具給付事業や住宅改造に関する相談事業の推進

- ・障害のある人が必要とし、個々の障害状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、身近な場所でのわかりやすい情報提供を行うなど、補装具や日常生活用具等のより効果的な給付に努めます。

- ・住環境を改善し、快適で安全な生活が確保できるよう、住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。

キ 難病患者に対する在宅介護サービスの充実

- ・難病患者の在宅療養生活を支援するため、入浴や食事等の介護や掃除、洗濯等の家事援助等を行うホームヘルプサービス事業の基盤整備等の充実に努めます。
- ・難病患者の介護を行う家族等の疾患やその他の理由により、一時的に保護を必要とする場合に患者が医療提供施設に短期入所するショートステイ事業の充実に努めます。
- ・日常生活での難病患者や介護者の負担を軽減するため、日常生活用具給付事業の充実に努めます。

(3) 日中活動の支援

ア 新サービス体系への移行支援

- ・旧体系の施設や小規模作業所については新サービス体系への移行を支援し、障害のある人の地域での生活基盤の整備をすすめます。

イ 障害者小規模作業所等への支援

- ・障害者小規模作業所や小規模通所授産施設の障害者自立支援法による障害福祉サービス事業や地域活動支援センター事業への移行を支援し、日中活動の場の充実に努めます。
- ・障害者小規模作業所のさまざまな運営形態に配慮し、新サービス体系への移行だけでなく、日中活動の場として引き続き活用できるような支援策についても検討します。

ウ 日中活動のサービス基盤の確保

- ・生活介護、自立訓練、就労移行等の障害者自立支援法に基づく事業など、地域での日中活動を支える社会基盤の確保をすすめます。
- ・就労継続B型事業については、就業支援だけではなく、日中活動や生活の支援という機能にも着目し、必要な基盤の確保をすすめます。

(4) 施設入所、入院患者等の地域生活への移行の促進

ア 入所施設利用者の地域移行支援

- ・施設に入所している人については、本人の意思を尊重した個々人の移行支援プログラムの策定や外出、体験宿泊など取り組みを推進し、地域におけるサービス基盤の確保を行いながら、地域生活への円滑な移行の促進を図ります。
- ・地域でのサービス基盤や支援体制の確保を行うことによって、親や家族の意識を従来の入所施設利用中心から、地域での自立生活へ転換していくよう働きかけを行い、「施設入所待機者」についても地域生活の基盤の充実によって解消していくよう取り組みをす

すめます。

- ・生活保護施設等に入所している障害のある人について、実態の把握を行い、支援の方策について検討します。

イ 入院中の精神障害のある人の地域移行

- ・社会的入院を余儀なくされ入院が長期化している精神障害のある人の地域生活への移行を支援するため、地域におけるサービス基盤の確保とともに、医療機関との連携や協力体制の整備、ピア活動への取り組みなど、地域活動支援センター（生活支援型）等において退院を促進するための取り組み及び退院後の生活の安定を図るための医療・生活を含めた支援をすすめるためのシステム構築を図ります。

（５）障害のある子どもへの支援の充実

ア 関係機関の連携した支援の推進

- ・乳幼児期、学齢期、そして学校卒業後のそれぞれについて、障害のある子どもが利用する福祉サービスや支援機関は教育、保健・医療、福祉、就労支援等の関係機関と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもって支援を行っていきます。
- ・親や家族を支える相談支援体制の充実は重要であり、身近な相談支援機関、専門的機能をもった機関等それぞれの特性を活かした相談支援をすすめていきます。
- ・施設へ入所している障害のある子どもについても、地域生活への移行を基本に考えることが必要であり、障害のある子ども及び家族の状況を勘案しながら、地域生活への移行のすすめ方についての検討をすすめます。

イ 日中活動の支援

- ・放課後や長期休暇中の活動の場の確保、通学保障については、関係する部署が連携をとって、障害のある子どもの状況や希望等を勘案しながら有効な取り組みをすすめます。

ウ 発達障害のある人の支援

- ・発達障害のある人の支援については、保健・福祉・教育等関係機関等の連携による支援体制の構築を図り、発達障害者支援センターをはじめ各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、当事者ニーズを反映しながら早期発見・早期支援、療育支援、教育、就労支援等それぞれの課題を整理しながら施策の推進に努めます。

（６）多様なニーズに対応した支援

- ・重症心身障害、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害のある人など、多様なニーズを有する人についてはまだ、総合的な地域生活支援のあり方について検討をすすめることが必要であり、それぞれのニーズの把握を行いながら、専門機関や

地域の関係機関が連携した体制を構築し、適切な支援をすすめていきます。

- ・野宿生活を余儀なくされている人やハンセン病回復者、あるいは、生活保護施設へ長期入所されている障害のある人についても、支援が及ぶよう、その実態等を把握しながら関係機関が連携し、取り組みについて検討をすすめます。
- ・障害のある単身生活者の増や高齢化などの実態を踏まえ、関係施策との連携も含めて支援のあり方について検討をすすめます。
- ・医療ケアを必要とする障害のある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉の関係機関が連携し、施策を有効に活用していけるよう支援体制の構築について検討をすすめます。

(7) コミュニケーション・情報収集等に関する施策の充実

ア 多様な情報提供

- ・障害のある人が利用できる施策についての情報や日常生活を改善するための情報をはじめ、社会参加や権利行使に必要な多様な情報を総合的に、かつ障害のある人や家族等にわかりやすく活用しやすい形での提供に努めます。
- ・情報を入手することが困難な知的障害のある人や視覚障害や聴覚障害のある人について、ITなどの活用も含めそれぞれに適した情報提供の方策を研究し、それぞれの障害に応じた形で情報提供できるように努めます。

イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

- ・コミュニケーション・情報の収集の保障は社会生活を営むうえで、また、権利実現の観点からも重要であるため、障害の状況に応じた支援ができるよう、点字・対面朗読・録音図書・また手話の言語性を尊重した手話・要約筆記などの普及や市民の理解の促進に努め、大阪府と連携し、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を推進します。
- ・知的障害、失語症などによりコミュニケーションが困難な人については、その特性への理解を深めるなど支援に努めます。
- ・盲ろう重複障害に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション保障の検討や、盲ろう障害のある人への理解の促進に努めます。
- ・本市職員を対象とする手話・点字に関する研修を充実し、コミュニケーションの円滑化をします。

ウ 情報バリアフリーの推進

- ・障害のある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ITの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報機器やソフトウェアに関する情報の提供や障害者情報バリアフリー

化支援事業等の推進に努めます。

(8) スポーツ・文化活動の振興

ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・地域でスポーツ・文化活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について障害のある人の利用促進を図ります。
- ・市立の各種ホール・施設についても障害のある人に配慮した整備をすすめるとともに、民間施設についても協力を求め、障害のある人の文化活動への参加の促進を図ります。

イ スポーツ・文化活動の振興

- ・長居と舞洲に設置している障害者スポーツセンターにおいては、障害のある人が気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、地域のスポーツセンターやプールなどでのスポーツ活動の普及を図ります。
- ・障害のある人に対して適切にスポーツの指導ができる指導員の養成やボランティアを育成するとともに、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。
- ・国際的なスポーツ大会の開催を通じて、障害のある人の国際交流をすすめるほか、障害のある人のスポーツに対する市民の関心を高め、スポーツの振興を図ります。
- ・障害のある人が楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、それぞれに適したレクリエーションの開発、普及に取り組みます。
- ・障害のある人の生活を豊かにするとともに、地域における文化活動を支援することによって、芸術・文化活動の振興を図ります。